

次世代育成支援対策推進法に関わる

東京あおば農業協同組合行動計画（第7期）

職員が仕事と子育てを両立させることができ、全ての職員がその能力を十分に発揮し仕事と生活の調和を図り、働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和2年5月1日～令和7年3月31日まで
2. 内容

目標①：計画期間内に、育児休業の取得率を次の水準以上にする。 男性職員・・・計画期間中に1人以上取得すること 女性職員・・・取得率を80%以上にする
--

<対策>

- 令和2年5月～男性も育児休業を取得できることを職員への周知
- メール配信・文書による職員への周知